

更新講習に関するよくあるご質問(FAQ)

【スケジュールや申込方法について】

Q: 出願等のスケジュールはどうなっていますか？

- A: 1. 申込期間 本学卒業生 2021年5月17日(月)～6月25日(金) 郵送必着
本学卒業生以外 2021年5月24日(月)～6月25日(金) 郵送必着
2. 受講案内通知送付 2021年6月中旬～7月中旬 発送
3. 講習実施日 2021年7月30日(金)～8月6日(金)
4. 履修修了証明書送付 2021年9月27日(月) 発送予定

Q: 受講申込期間中に受付が締め切られることはありますか？

A: 前回実施時も申込締切日より前に定員に達した講習がいくつかありました。先着順での申込となりますので、ご心配な場合は、「配達日指定郵便」等をご利用いただき、お早めにお申込ください。

Q: 系列校やキリスト教加盟校の教員ですが、卒業生と同じく一週間早い申込期間中に申込をすることは可能ですか？

A: 申し訳ありませんが、5月17日～5月23日の申込は、本学(大学院含む)の卒業生のみとなっております。

Q: 申込書類を直接大学に持参してもよいですか？

A: 受講を希望される方には皆様、申込書のご郵送をお願いしております。もし直接持参された場合は、その翌々日の受付分として対応させていただきます。

Q: 受講の可否はすぐにわかりますか？

A: 受付後、申込書に記載のメールアドレスに受付可否のご連絡をいたします。本学に書類が届いてから一週間以内にメールをお送りする予定ですので、申込書には必ずメールアドレスをご記入ください。

【受講資格について】

Q: 教免は取得しましたが、教員になったこともなる予定もありません。受講できますか？

A: できません。これは本学だけでなく、全国どこでも受講できません。なお有効期限が過ぎて、免許状を失効された場合は、今後教員になるときに更新講習の受講が義務付けられることとなります。
教員になるご予定がない方は手続不要です。詳しくは免許状を申請した教育委員会にお問い合わせください。

Q: 講習の対象外ですが、今後のために受講させてもらえますか？

A: 本学では対象外の方の受講はお断りしています。

Q: 免許状の原本を紛失していますが受講できますか？

A: できます。ただし、申込書には所持する免許状についてご記入いただく欄がございますので、ご本人の責任において正確にご記入ください。なお、ご自身の取得された免許状についての詳しい情報をお調べになりたい場合は、免許状を発行した教育委員会にお問い合わせください。

Q: 免許状の記載と現在とで姓が異なりますが、何か手続きが必要ですか？

A: 本学に対しては特段の手続は不要です。申込書等はすべて現在の姓でご記入ください。本学から発行する履修修了証明書も現在の姓で記載されます。

【講習内容について】

Q:「中学校高等学校社会科系科担当教諭向け」など講習ごとに対象者が指定してあるのはどういう意味ですか？

A:講習担当の講師は、講習内容を決定するに当たって想定する対象者を指定しています。

異なる学校種・教科など対象外の方も受講することは可能ですが、講習の効果の観点からはあまり望ましいこととは考えておりません。ご自身でご判断ください。

Q:講習内容に対して要望があります。

A:提出を必須とさせていただいている「受講前アンケート」にご要望をご記入ください。講師が目を通し、必要と判断するものは講習内容に反映するという趣旨のものです。なお、ご要望の反映をお約束するものではないことはご了承ください。

Q:通常の授業に参加するのですか？

A:この講習は更新講習単独で開催します。大学学生向けの授業や教員向けの研修など、その他の目的のものと合わせて開講するものではありません。

Q:受講後、試験の結果によって不合格となることはありますか？

A:既定の成績(合格基準は100点満点のうち60点以上の得点で合格)を修めた方に履修修了証明書を発行しております。既定の成績に満たない場合は不合格になります。その場合の追試等をご用意しておりません。

【その他】

Q:履修修了証明書を受け取ったあとは何をすれば良いのですか？

A:受講者が各自で、「更新講習修了確認の申請」手続きをしていただくこととなります。通常は履修修了証明書と免許状を、勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会に提出します。詳しくは勤務校、もしくは都道府県教育委員会にお問い合わせください。

Q:受講料の領収書は発行されますか？

A:領収書は発行しておりません。銀行振込の履歴等で証明をしてください。勤務校に領収書の提出が必要な場合は、個別にご相談ください。

Q:大学に駐輪場や駐車場はありますか？

A:更新講習受講者の方が駐輪場や駐車場をお使いいただくことはできません。恐れ入りますが、公共交通機関をご利用ください。

Q:台風等の自然災害で講習が開催できない場合、代替日はありますか？

A:自然災害、担当講師の病欠などの理由により講習が中止となった場合は、8月23日～30日のいずれかで振替講習を開講する予定です。振替講習に参加できない場合は、当該講習の受講料を返金いたします。なお、中止及び振替実施のお知らせは大学のホームページでご案内します。

Q:講習当日、事情により遅刻してしまう場合はどうすればよいですか。

A:更新講習の時間数が法定されているため、遅刻の場合は履修認定ができません。講習当日は時間に余裕を持ってお越しください。ただし、大幅な電車遅延等が起きた場合、大学判断で受講開始時刻を遅らせることがあります。